

職員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

目標 1：2021 年 3 月末までに、従業員全員の所定外労働時間を、1 人当たり年間 180 時間未満とする。

<対策>

- 2019 年 6 月 20 日～ 所定外労働の原因の分析等を行う
- 2019 年 12 月 1 日～ 所定外労働削減のための計画を立案する
- 2020 年 3 月 1 日～ 職員への周知
- 2020 年 4 月 1 日～ 所定外労働削減のための計画を実施する
- 2020 年 10 月 1 日～2020 年 10 月 31 日 計画の進捗状況の確認
- 2021 年 2 月 1 日～2021 年 3 月 31 日 問題点の検討および研修の実施